

## 上牧町 PR キャラクター「ゆりはちゃん」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上牧町 PR キャラクター「ゆりはちゃん」(以下「ゆりはちゃん」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ゆりはちゃん」とは別紙のデザイン及びこれらを展開したものとする。

(キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属するものとする。

(使用承認の申請)

第4条 ゆりはちゃんを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめゆりはちゃん使用承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が、広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(資格要件)

第5条 使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長はこれを承認しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認基準)

第6条 町長は、第4条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、ゆりはちゃん使用承認通知書(第2号様式)により使用申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 ゆりはちゃんの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこれを承認しないこととし、ゆりはちゃん使用不承認通知書（第3号様式）により使用申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 町の信用及び品位を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者の利益となるおそれがある場合
- (7) その他町長が使用について不適當であると認めた場合  
(使用料)

第7条 ゆりはちゃんの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ゆりはちゃんの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 町長の指示する条件に従うこと。
- (3) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (4) ゆりはちゃんのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ゆりはちゃんを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (7) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及び登録を行わないこと。
- (8) ゆりはちゃんを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、承認番号をその商品、包装、広告等に明示すること。(例 ◎上牧町ゆりはちゃん ○○  
○○(○○○○には、承認番号を記載する。以下同じ。)・©Kanmaki town  
Yurihachan ○○○○)

(承認内容の変更申請)

第9条 承認された内容を変更しようとする使用者（以下「変更申請者」という。）は、ゆりはちゃん使用内容変更承認申請書（第4号様式）によりあらか

じめ町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請について、変更することが適当と認めるときは、ゆりはちゃん使用内容変更承認通知書（第5号様式）により変更申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第10条 町長は、使用者がこの要綱及び承認された内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対してゆりはちゃん使用承認取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 使用者は、ゆりはちゃんの使用により町に損害を生じさせたときは、その賠償額を賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ゆりはちゃんの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。